

**令和3年度第3回 さいたま市社会福祉審議会  
地域福祉専門分科会 議事要旨**

**【開催要領】**

1. 開催日時：令和4年3月9日（水）～令和4年3月25日（金）

※書面による開催

2. 委員：別添、委員名簿のとおり（50音順・敬称略）

**【配付資料】**

○さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

○資料1 さいたま市地域福祉に関する意識調査 調査結果報告書

○資料2-1 さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）骨子案について

○資料2-2 今後のスケジュールについて

○資料2-3 さいたま市ケアラー支援条例（仮称）の骨子案

**【内容】**

1. 審議事項

（1）地域福祉に関する意識調査結果について

（2）さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）骨子案について

（3）ケアラー・ヤングケアラー支援について

**【要旨】**

別添、意見とりまとめ一覧のとおり。

以上

**さいたま市社会福祉審議会  
地域福祉専門分科会 委員名簿**

項番	団体名	氏名
1	日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会	井 原 弘 美
2	特定非営利活動法人ケアハンズ	大 麻 み ゆ き
3	さいたま市歯科医師会	岡 村 正 美
4	日本虐待防止研究・研修センター	梶 川 義 人
5	さいたま市障害者協議会	加 藤 シ ゲ ヨ
6	市民公募委員	栗 原 保
7	市民公募委員	鈴 木 英 善
8	さいたま市中学校長会	高 山 裕 子
9	さいたま市自治会連合会	田 中 孝 之
10	さいたま人権擁護委員協議会	古 舘 幸 子
11	さいたま市社会福祉協議会	山 崎 秀 雄
12	埼玉大学 教育学部	山 中 冴 子

(50音順)

意見等のとりまとめ結果について

項番	委員 (五十音順・敬称略)	資料番号	該当箇所	意見等	区分	回答	再意見等	区分	回答	所管課
1	大麻 みゆき	資料2-1	全般	・調査からみる課題のまとめから、地域に関わる意識はこの調査から半年、コロナ禍より2年余り、現在において、ますます大きな環境の変化が見られ、地域の人々のつながりの希薄化傾向が進んでいることが伺えます。 第3期計画の策定、実行時、この計画の位置づけが出来ただけ「必要に応じての見直し」を行わなくてもよいように、早急に地域活動や業務の担い手の育成や複雑化・複合化した課題等の相談支援体制の充実が図られている体制づくりの工夫が必要であると思いました。	意見	・ご意見のとおり、地域福祉を取り巻く環境は変化していくものと考えています。そのため、計画策定後に「必要に応じての見直し」を行わなくてもよいように、計画を策定していく際には、先を見据えた内容となるよう検討してまいります。				福祉総務課
2		資料1	全般	・調査から見える課題や特徴については意見等はございません。 ・今後、同様の調査を行う場合には、事前に「分析計画」を立てるといいます。項目ごとに、過去と比較するとか、クロス集計を行うとか、どう分析するのか自体を、予め計画しておくわけです。調査のねらいをより明確化できると思います。	意見	・今後、同様の調査を実施する場合には「分析計画」を立てるなど調査のねらいをより明確化できるような努めてまいります。				福祉総務課
3	梶川 義人	資料2-1	2ページ 第3章 計画の基本的な考え方 (1/2)	・「第3章 計画の基本的な考え方 (1/2)」は、分かりやすくいいと思います。 ・「策定の考え方」と「計画の体系」のつながりがもう少し詳しく示されると、さらに良くなると思います。両者の共通するキーワードを線で結ぶだけでもかなり違うと思います。	意見	・今後、計画を策定していく際には「策定の考え方」と「計画の体系」のつながりがもう少し詳しくわかるよう努めてまいります。	・いつも、質疑や意見等に対して、真摯かつ丁寧にご対応くださりまして、誠に有難うございました。心より御礼申し上げます。	意見	-	福祉総務課
4		資料3	全般	・「条例の骨子案」自体については意見等ございません。 ・「ケアラー」は包括的な表現であり、かなり多様な人々が含まれます。そのため、「漠然とした対象に漠然とした支援をする」という条例にならないように祈ります。特に、「ヤングケアラー」が個別具体的に的確に支援される仕組みにしていきたいと思えます。	意見	・具体的な支援を行う基礎自治体として、「ケアラー支援に関する基本的な施策」を条例案に規定するとともに、当該施策を第3期計画に体系的に位置付けることで、多岐分野に渡るケアラー支援が計画的かつ一体的に推進されるよう努めてまいります。				福祉総務課
5	加藤 シゲヨ	資料3	全般	・ケアラー・ヤングケアラー支援について、とても難しい問題だと思います。組織の横のつながりを丁寧に構築していかないとケアラーの掘り起こしも問題解決も難しいと思われるので、よろしくお願いたします。	意見	・ご意見のとおり、ケアラー・ヤングケアラー支援に向けては組織の横のつながりが重要であると考えています。そのため、ケアラー支援に向けては「(1)体制の整備」のとおり市、関係機関等との緊密な連携協力体制の整備に努めてまいります。				福祉総務課
6	栗原 保	その他	-	・社会福祉協議会が独自に、きめ細やかな調査をされていると伺っています。 その調査結果をもとに、骨子案について、再度協議する機会を是非作っていただきたい。特に骨子案は10年先を見据えたものとしてモデル的・開発的なものを検討する必要があると考える。	意見	・社会福祉協議会においてニーズ調査を実施していることは伺っております。本ニーズ調査は、地域福祉計画の策定にも関連深いものであることから、調査結果が出ましたら共有させていただき、計画の策定に活用してまいりますと考えております。なお、その調査結果を踏まえた計画については、今後、本会議において協議させていただきたいと考えております。 また、ご意見のとおり、計画の策定にあたっては中長期的な視点が必要であると考えています。そのため、第3期計画においては、令和4年6月に全区設置を予定している「福祉まるごと相談窓口」による相談支援体制の強化とあわせてコミュニティソーシャルワーク機能の強化を目指したCSWの設置等、本市における包括的な支援体制の整備に向けた、先を見据えた内容を検討してまいります。				福祉総務課
7		資料2	4ページ 第4章 施策の展開	・基本目標1に基本施策1-4として「学校を核にした地域づくり」を加える。 ・前回、第2回会議において議論された、さいたま市内の全小中学校がコミュニティスクールとして導入されることから、新しい柱として福祉と教育の融合について特筆してはどうか。	意見	・基本目標1では、誰もが互いに尊重し合い、支え合える「地域づくり」を目指しています。当該「地域づくり」の実現に向けては、地域住民をはじめとした多様な主体の連携が必要です。このことから、基本施策は多様な主体の全体に対する「意識づくり」「人材・担い手づくり」「仕組みづくり」と整理しているため、骨子案のとおりとさせていただきます。 一方で、福祉と教育の連携については大変重要であることから、福祉教育の推進やコミュニティスクールの導入等の福祉と教育の連携は各基本施策内において位置づけ、推進してまいります。				福祉総務課
8		資料1	全般	・H23とR3の各調査の比較について、H23は18歳以上無作為抽出及び中学生・高校生を対象、R3は18歳以上の無作為抽出のみとするH23は40～50代の父兄部分が重なるため、比較において影響が出ているのではないのでしょうか。 ・年代別分類で60代と70代は2つに分けているのはなぜでしょうか。 ・問37において「これからの高齢者社会、災害多発社会を考えると、地域で支え合うことが大切だと思います。」、問6において「支援したい31.1%と多く、何をすればいいかわからないが支援したい13.6%、計44.7%」と嬉しい結果と思う。	意見	・H23の中学生・高校生に対する調査は、父兄ではなく本人に対して調査を実施しているため、調査対象の重複は影響は出ていないと伺います。 ・60代については65歳以上の高齢者を把握するため、70代については後期高齢者を把握するため2つに分けております。 ・この調査結果を踏まえつつ、さらなる地域福祉の推進に向けて計画策定に努めてまいります。	・中高生の調査について、「中高生及びその家族」との認識だったため、誤解がありました。 ・60代と70代を2つに分けている理由がよくわかりました。(60代…65歳以上の高齢者を把握。70代…後期高齢者を把握。)	意見	-	福祉総務課
9	鈴木 英善	資料2-1	4ページ 第4章 施策の展開	・基本施策1-2・1-3において「地域を支え合う活動の主体(社協・自治会等)がそれぞれの役割を果たしつつ連携、人材を育成して多様な支え合いの場をつくる」、その通りだが、市民が何かに参加してゆく事が重要。参加により人脈がつくられ絆が生まれる。幸いに意識調査結果にも反映(上段意見の問6「支援したい計44.7%」をサポートし、主役) 基本施策3-1において、公共交通(バス・タクシー)を活用し、誰もが暮らしやすい環境づくりを推進してまいります。	意見	・ご意見のとおり、地域福祉の推進に向けては地域住民等が主役として参加していただくことが重要であると考えています。そのため、今後の計画を策定していく際には、このことを意識して基本施策1-1・1-2・1-3に掲載する具体的な事業を検討してまいります。また、基本施策3-1についても具体的な事業の検討を進めてまいります。	・(A)現在参加している地域住民に加え、(B)出番があれば参加したい住民。このうち(B)の住民に参加のチャンスを持っていたら具体的な施策こそが重要。 例として、働き盛りの概ね40～50代の市民参加のキーポイントは「子どもと共に」と思います。子どもと共に参加の市民に「地域」から、そして、「教育現場」からの「声援の声」を送っていただきたいと思えます。具体的には「ポイント」を付与し、例えばボランティアポイントとして評価できる仕組みを政策として立案していく。ここにご提案申し上げます。	意見	・ご意見のとおり、(B)のような地域住民の参加を促していくことが重要だと考えております。そのため、今後の計画を策定していく際には、ご意見の例も踏まえつつ、地域住民の参加促進について「意識づくり」「人材・担い手づくり」「仕組みづくり」の3つの基本施策に具体策を位置づけてまいります。	福祉総務課
10		資料3	全般	・ケアラー支援条例の骨子案の具体例として、 ①社会的認知度を高めるための集中的広報活動や実態調査の実施を望みます。(2021年4月公表の国の全国調査において、中高生の8割以上「ヤングケアラー」を聞いたことない)との回答) ②関係機関職員向けに研修実施。(その方向を盛り込む施策) ③ケアラー同士交流の場をつくり支え合える環境づくり。 (例：オンラインサロン等) ④関係機関と民間支援団体等をつなぐ「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置。	意見	・ご意見の具体例は、ケアラー支援において大変重要な要素であると考えております。ご意見の具体例も含め、ケアラーにとって必要な支援は多岐に渡り、かつニーズも固定的なものではなく、ある意味ケアラー支援は今が過渡期にあるものと考えております。今後、ケアラー支援を計画的かつ一体的に推進していくために、普遍的かつ重要な要素を第3期計画に盛り込んでいくよう努めてまいります。				福祉総務課
11	高山 裕子	資料3	全般	・ケアラー支援においては、市民等・事業者・関係機関・学校等がそれぞれの役割を果たすための連携・協力が大変重要であり、かつ難しいと思われまます。コーディネートしたり調整したりする体制整備の構築を市の責務として取り組んでいただきますようお願いいたします。	意見	・ケアラー支援においては、市民等・事業者・関係機関・学校等がそれぞれの役割を果たすための連携・協力することが重要だと考えております。そのため、ケアラー支援に向けては、「(1)体制の整備」のとおり、市、関係機関等との緊密な連携協力体制の整備に努めてまいります。				福祉総務課
12		資料1	全般	・年代別の結果をお示しくださり、どうもありがとうございました。おかげさまで、それぞれの傾向が分かりやすくなりました。 一方で、最後の「調査から見る課題のまとめ」(p.81)は、年代別の傾向を捉えるというよりは、どの年代でも共通した項目を拾ってまとめられた印象を受けました。中身自体に異存はございませんが、例えば、「福祉に対する意識の高揚」やボランティア活動に向けた「環境整備」、また地域福祉に関する情報の周知方法等、具体的な手立ては年代によっても異なるものと思われまます。従って、この調査を今後の地域福祉に役立てようとするとき、関係される部署において、より詳細な分析が求められると考えます。	意見	・ご意見のとおり、「調査結果からみる課題のまとめ」は、すべての年代を通した全体の傾向をまとめとして掲載しています。また、ご意見のとおり、具体的な事業を検討・実行していく際には年代別の分析をしていくことが重要であると考えております。そのため、今後の計画を策定していく際には、関係部署とも調査結果を共有しつつ具体的な事業の検討を進めてまいります。				福祉総務課
13	山中 凉子	資料3	全般	・拝読しながら、理念法としての意義を改めて感じた次第です。どうもありがとうございました。一方で、やはりヤングケアラーについては、それとしての打ち出しが必要ではないかと考えます。 例えば、(3)基本理念には「ヤングケアラー支援は、適切な教育の機会を確保し・・・」とあり、それ自体は異存ないのですが、教育の機会とは、通常通り学校教育にアクセスできれば良いという形にとどまるものではなく、どのような境遇の子どもも質的に充実した発達支援が保障されなければならないこと、加えて、ヤングケアラーだからこそ必要となるケアも丁寧に保障されなければならないこと、これらは大人のケアラーとは異なる子どもの権利擁護の観点からして不可欠であり、示し方は色々な形があるのではと思いますが、理念法だからこそ明確にしていく必要があるのではないかと考えます。(7)関係機関の役割、(8)学校の役割も、本来はそのような意味合いから求められるべきであり、「必要な情報の提供」や「取り次ぎ」という文字面だけが先行することのないようにすべきではないかと考えます。	意見	・ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、日常生活への支障はもとより、教育・進学・就職等の人生の選択肢を狭めてしまう恐れがある等、子ども自身の将来へ大きな影響を及ぼすことが懸念されます。ご意見のとおり、子どもが子どもらしく育つことを守っていくことが必要であり、その意味で大人のケアラーとは異なる視点を持って支援を進めていくことが重要であると考えております。条例の理念には、「教育の機会の確保」に留まらず、「健やかな心身の成長、発達、自立」といった観点を明記してまいります。また、具体的な支援の場面においても、支援を必要としているヤングケアラーに関する「必要な情報の提供」や適切な支援機関への「取り次ぎ」が実践されるよう、市、関係機関等との緊密な連携協力体制の整備に努めてまいります。				福祉総務課